

## Q & A (よくある質問)

### (事業内容について)

#### Q 1 兵庫県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業とは？

A1 PCBを使用していないとする電気機器等に、数 mg/kg から数十 mg/kg 程度の PCB に汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成 14 年 7 月に判明しました。その数は、使用中および使用済みを含ませ、電気機器(トランス及びコンデンサ。但し、柱上トランスを除く)が約 120 万台、OF ケーブルが約 1,400 km に上ると推計されています。

兵庫県では、「環境保全基金(地域グリーンニューディール基金)」を活用して、電気機器等の所有者が、PCB 廃棄物として無害化処理すべき電気機器か否かを判断するための測定等に対する支援を行います。

#### Q 2 電気機器等への PCB 混入の可能性はありますか？

A2 1954 年から 1989 年までに製造された機器については、再生絶縁油使用機器、新油絶縁油使用機器について、PCB 混入の可能性がります。

また、1990 年から 2002 年までに製造された機器については、全て新油絶縁油により製造された機器ですが、一部の機器に PCB 混入の可能性がります。

一方、1953 年以前に製造された国内メーカー製の機器等で製造後に油交換等が行われていないことが明確な機器や 2003 年以降に製造された機器については、PCB 混入の可能性はないとされております。

#### Q 3 どのような電気機器に微量 PCB が混入している可能性がありますか？

A3 国の資料によれば、トランス等主要 5 機種(トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル)と遮断機等その他機種(遮断器、整流器、開閉器、中性点抵抗器等)に微量 PCB が混入している可能性があるとしてされています。

#### Q 4 いつまでこの補助事業はあるのでしょうか？

A4 今年度で最後です。この事業が無くなっても、PCB に汚染されている可能性がある電気機器をお持ちの場合は分析等により確認しなければなりません。是非、この機会に分析してください。(今年度も、1,000 件を補助予定です。)

### (事業の対象について)

#### Q 5 使用中の電気機器等についても本事業の対象となりますか？

A5 対象となります。

#### Q 6 自治体が保管している電気機器等についても本事業の対象となりますか？

A6 対象となります。

Q7 既に分析した電気機器について、遑って補助金の申請をすることはできますか？

A7 平成23年度事業の補助対象は、平成23年4月1日以降交付決定を受けた後に試料採取や分析するものを対象としています。

また、平成23年度においても、遑って補助をすることはできません。

今年度、補助金を申請する場合は、平成23年1月31日までに書類を提出してください。

**(補助金の申請について)**

Q8 神戸市内で電気機器等を所有していますが、兵庫県に申請できますか？

A8 神戸市内で電気機器等を保管又は使用している法人又は個人につきましては、神戸市に申請をして下さい。問い合わせ先は、神戸市環境局事業系廃棄物対策室(078-322-6428)です。

なお、政令市のうち、姫路市、尼崎市、西宮市内で電気機器等を所有している法人又は個人につきましては、兵庫県に申請をして下さい。

また、県外で電気機器等を所有している場合には、管轄の都道府県・政令指定都市の担当窓口にお問い合わせ下さい。

Q9 補助金交付申請書に記入する補助金額の算定方法を教えてください。

A9 1台につき、補助の対象経費に1/2を乗じた額と15,000円のいずれか少ない額を記入して下さい。

複数台の電気機器等を補助対象とする場合には、1台ごとに算定した額の合計額を補助金額として下さい。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて下さい。

**(例) 複数の機器を補助対象とする場合**

| 機器の種類                | 試料採取費用<br>A | 分析費用<br>B | 補助対象経費 C<br>(A+B) | 補助額<br>C×1/2と15,000円の<br>いずれか少ない額を算定 |
|----------------------|-------------|-----------|-------------------|--------------------------------------|
| トランス                 | 10,500      | 21,000    | 31,500            | 15,000 ( 1 )                         |
| コンデンサ                | 7,350       | 21,000    | 28,350            | 14,175 ( 2 )                         |
| 補助金額 (1,000円未満は切り捨て) |             |           |                   | 29,000 ( 3 )                         |

( 1 ) 補助対象経費が  $31,500 \times 1/2 = 15,750$  円で、15,000円(上限)を超えるため、上限の15,000円を記入します。

( 2 ) 補助対象経費の1/2の額が15,000円を超えないため、1/2の額を記入します。

( 3 ) それぞれの機器の補助額を合計します。  $15,000 + 14,175 = 29,175$  円となりますが、1,000円未満の額を切り捨て、29,000円となります。

Q10 補助金交付申請書に記載する金額は、消費税込みでいいですか？

A10 消費税込みの金額で申請してください。

Q11 補助金交付申請書の事業の着手予定年月日及び完了予定年月日は、どの日を記載すればよいですか？

A11 事業の着手予定年月日は、分析に係る費用のみを申請する場合は、分析にとりかかる予定日を、試料採取に係る費用も申請する場合は、試料採取予定日を記載してください。事業の完了予定年月日は、分析結果報告書の発行予定年月日を記載してください。

なお、過去の申請では、分析結果報告書の発行が当初の予定より遅れ、変更承認申請書の提出が必要になるケースが見受けられましたので、十分に余裕をもって日程調整を行ってください。

Q12 使用中の機器について申請しますが、工場の操業の都合により、停電させて試料採取できる日が限られてしまいます。交付決定通知書の到着を待たずに試料採取してもよいですか？

A12 交付決定前に事業に着手すると補助対象となりません。試料採取作業については十分に余裕を持って予定を立て、申請してください。

Q13 補助対象機器の台数に上限はありますか？

A13 平成23年度は1,000台分の補助（予算額1,500万円）を見込んでおり、申請者からの台数上限は設けておりません。

Q14 分析等にかかる運搬費用は補助対象となりますか？

A14 補助対象とはなりません。分析と採取にかかる費用のみです。

Q15 県内に複数の工場がありますが、それぞれの工場長等の名義で申請できますか？

A15 とりまとめの上、代表権のある方から申請してください。

Q16 事業内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A16 交付決定後の事業内容の変更には、補助金交付要綱に基づき変更承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があります。そのような状況になった場合は、速やかに、県担当者にご連絡ください。

### **(添付書類について)**

Q17 分析費用の見積書は、電気工作物の管理を委託している業者が発行した試料採取と分析業務に係る見積書を添付してもいいですか？

A17 分析業務に係る見積書については、補助金交付要綱別表に示すとおり、環境計量証明事業者が発行するものを添付してください。このとき、試料採取を委託業者が行う場合は、試料採取にかかる見積書については、委託業者から提出されたものを添付することになりますが、契約上委託業者に分析費用を支払う場合には、領収書との整合をとるため、委託業者発行の見積書に分析費用も記載してください。（分析事業者発行の見積書も提出してください。）

なお、分析業務に係る見積書の宛名が委託業者である場合、備考欄等に補助金

申請者の名称を記載してください。

**Q18 複数台の電気機器等の分析をしますが、見積書には試料採取費用や分析費用がそれぞれ一括の金額で表示されていますが、1台ごとに按分する必要がありますか？**

A18 見積書に一括の金額で表示されている場合には、1台ごとの金額に按分して、算定して下さい。

**Q19 電気機器等の銘板が読み取れなくなったため、型式・製造番号が分かりません。**

A19 「不明」と記入して下さい。

**Q20 使用中の機器について申請しますが、感電のおそれがあり危険なため、近づいて銘板の写真を撮影できません。**

A20 安全を確保できる距離で撮影し、添付してください。やむを得ず撮影できない場合は、交付決定通知書が到着した後、停電させて試料採取する際に撮影し、速やかに提出してください。

**Q21 実績報告に添付する「分析結果報告書」とはどのようなものですか？**

A21 環境計量証明事業者が発行する、分析の結果が記載された書類であれば名称は問いません（Q20参照）。分析結果報告書の宛名は、補助金申請者としてください。

ちなみに計量法では、廃棄物の分析結果は「計量証明書」という名称では発行することができません。

**Q22 分析機関はどこでもいいですか？**

A22 実績報告書の提出の際に、環境計量証明事業者が発行する分析結果報告書(写)が必要となりますので、計量法に基づく環境計量証明事業所( )で分析を行って下さい。

( ) 兵庫県内の「計量法に基づく環境計量証明事業所」については、(財)ひょうご環境創造協会でご案内しています。(営業推進課 078 - 735 - 2739)

**Q23 実績報告書の提出期限は平成24年4月5日までですが、環境計量証明事業者が発行する分析結果報告書(写)の日付も平成24年4月5日までに発行されたものでいいですか？**

A23 環境計量証明事業者が発行する分析結果報告書(写)は平成23年度中(平成24年3月31日まで)に発行されたものを実績報告書に添付して下さい。平成24年4月1日以降の報告書については無効とします。

**Q24 実績報告書の提出期限は平成24年4月5日までですが、領収書(写)の日付も平成24年4月5日までに発行されたものでいいですか？**

A24 領収書(写)は平成23年度中(平成24年3月31日まで)に発行されたものを実績報告書に添付して下さい。平成24年4月1日以降の報告書については無効とします。

**(その他について)**

**Q25 「PCB廃棄物」に該当するかどうかの判断基準を教えてください。**

A25 電気機器等に使用された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるときには、当該機器は「PCB廃棄物」に該当します。

この場合、処理されるまでの間は、廃棄物処理法に基づき適正保管をしていただく必要がありますので、管轄の県民局または政令市（姫路市・尼崎市・西宮市）に連絡してください。

**Q26 分析した結果、PCB濃度が0.5mg/kg以下であることが分かった場合、どうすればいいですか？**

A26 絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合、産業廃棄物（廃油）として処分してください。

**Q27 高濃度のPCB廃棄物に該当するかどうか、どうすればわかりますか？**

A27 「日本電機工業会」や「JESCO」のホームページでは、高濃度PCB使用機器の判定基準が掲載されています。ここでは、メーカーが高濃度のPCB使用を前提に設計・製造したものでないかどうかを確認することができますので、判断基準の1つとしてご活用ください。また、これらによっても判断できない場合は、お持ちの機器のメーカーへ直接お問い合わせください。

（日本電気工業会：<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>）

（JESCO：<http://www.jesconet.co.jp/customer/faq.html>）

については「PCB廃棄物の処理について」Q4をご覧ください。

**Q28 微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制はどうなっていますか？**

A28 平成21年11月に、環境大臣が微量PCB廃棄物の処理施設を認定する「無害化処理認定制度」により処理されることとなりました。この新たな制度により、平成22年6月に(財)愛媛県廃棄物処理センターが環境大臣の認定を受けましたが、処理できる廃棄物はPCB油、重量が25kg以内の小型コンデンサ、PCBがしみ込んだ紙くずもしくは木くずのみであること、PCB油はローリーで処理施設に搬入しなくてはならないなど様々な制限があります。

今後も各所で認定が行われる見込みですので、安定器等同様、適正に処理ができるまで継続保管してください。

平成22年6月 (財)愛媛県廃棄物処理センター 東予事業所

平成22年12月 光和精鋳(株) 戸畑製造所

平成23年2月 (株)クレハ環境